



四国税理士会報

第473号
2025.7.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



主な記事

定期総会特集
全議案を提案どおり可決！

Tシャツ
アート展♪

撮影者 中村支部
丸山 陽平



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

- 第 6 9 回 定 期 総 会 3
 - ・ 全議案を提案どおり可決！
 - ・ 祝辞
 - ・ 四国税理士協同組合第50回通常総会を開催
 - ・ 四国税理士共済会第15回通常総代会を開催
 - ・ 定期総会記念ゴルフ大会

- 潮 流 5
 - ・ 税理士情報検索サイト 広報部長 石井 晶子

- 6 月 の 会 務 15
 - ・ 高松国税局受託事業の謝金を決定 第2回常務理事会
 - ・ 部長・委員長及び所長を委嘱し、新体制発足 第3回常務理事会

- 高松国税不服審判所からのお知らせ 18
 - ・ 国税審判官（特定任期付職員）の募集について

- 研 修 会 の ご 案 内 19

- TAINSインフォメーション 20 情報化対策部

- 税 の 広 場 21
 - ・ 輸出物品販売場（免税店）制度は令和8年11月から
リファンド方式に移行します

- 会 員 異 動 23

- 編 集 後 記 24 （前）広報部長 秋山 千枝

表紙写真説明

タイトル Tシャツアート展♪

コメント サーフィンスポットでも有名な幡多郡黒潮町入野海岸で、例年のGWに様々なデザインのTシャツが、気持ちよさそうに展示されます。本年、海外からも集まった約1,000点のTシャツは、会期終了後に潮の香りをまとい応募者への元へ届けられます。皆さんも、ぜひ応募や観覧をされてみませんか？

撮影者 中村支部 サーファー税理士 丸山 陽平

第69回定期総会

全議案を提案どおり可決！



第69回定期総会は、6月18日（水）午後1時30分から、JR ホテルクレメント高松において盛大に開催された。

総会は、会員多数が出席して慎重に審議が行われ、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び予算など、提出したすべての議案が承認された。

定期総会は午後1時30分、石井常務理事の司会で開始され、杉田副会長が開会の辞を述べた後、国歌斉唱に続きこの1年間で亡くなられた22名の会員のご冥福を祈って、全員で黙とうを捧げた。

次いで、浜崎会長が挨拶に立ち、「本年度の最重要課題である「税理士事務所のデジタル化推進」について、昨年12月5日に「デジタルフォーラム」を開催した。国税当局や税理士事務所職員の多くの方々にご参加いただき、予想を上回る総勢445名の来場者となり、デジタル化の第一歩となったこと感謝申し上げます。

税務研究所の活動については、研究員が各県単位で発表準備を進めており、11月の発表に向けて研鑽を深めている。研究員の募集も始めるため多くの方のご応募をお待ちしている。

また、研修受講率は昨年81%で全国3位となり、今年は85%に達した。この受講率の向上は、税理士の信頼性向上に繋がるため引き続き受講率UPを目指したい。

会員の声に耳を傾けた会務運営については、各県で開催した「県別支部懇話会」で多くの意見をいただき、支部役員の過重な事務負担、税務支援等の負担が一部会員に偏りが見られ

ること、若手会員の会務への参加意識が低いこと等多くの課題が浮き彫りとなった。引き続き協議を重ね課題解決に取り組んでいきたい。

今年から電子証明書が第六世代「リモート署名方式」に切り替わる。スムーズな移行のための周知活動を行い、会務のデジタル化や情報提供の強化も今後進めていく。

環境変化が著しい中で、税理士の役割はますます重要となっている。支部・県連と四国会が一体となり、目標達成に向けた会務運営を行っていききたい。今後ともご支援をお願い申し上げます。」と述べた。

続いて、出席人員の報告があり、会員総数1,657名に対し、1,117名（本人出席178名、委任状出席939名）の出席により、会則第31条第1項に定める定足数に達し、本総会が適法に成立したことが司会者から伝えられた。

議長を選出は、会則第35条の規定に基づき選任を諮った結果、二川副会長に決定し、二川議長は議事録署名人に森川泉、松本浩典の両会員を指名し、直ちに議案審議に移った。

第1号議案 令和6年度事業報告承認の件

専務理事並びに各部長・委員長・税務研究所長から、①令和6年度事業活動概況②各部・委員会からの事業活動報告③会議等の開催結果一などが報告された。

その後、議長が質問を求めたところ、デジタルフォーラムにおけるスタンプラリーについて質問があり、スタンプラリーについては情報処理に関する研修として研修部で決定したとの回答が行われた。

その他の質問がなかったため、以後採決に移り、議長が賛否を求めた結果、本議案は賛成多数で可決承認された。

第2号議案 令和6年度決算承認の件

西村財務部長から、令和6年度の収支計算書・貸借対照表、財産目録等の関係資料を提示しての決算説明があった後、綱井監事から監査報告が行われた。

以後採決に移り、議長が賛否を求めた結果、本議案は賛成多数で可決承認された。



議長を務めた二川副会長

第3号議案 四国税理士会会務執行規則の一部変更の件

岩佐専務理事から、日税連において成年後見支援センターと公益活動対策部が統合し、公益業務支援部となることから、当会においても会務執行規則第34条第1項に規定する分掌機関の名称及び所掌事項の変更について説明が行われた。

以後採決に移り、議長が賛否を求めた結果、本議案は賛成多数で可決承認された。

第4号議案 四国税理士会役員選任規則の一部変更の件

岩佐専務理事から、四国税理士会役員選任規則の一部変更について、①役員選挙の時期②選挙運営③投票依頼文書④ホームページへの所信表明演説の掲載など、現状の運営に合った内容に変更するとの説明が行われた。

その後、議長が質問を求めたところ、①役員任期②各税理士会の役員改選次期について質問があり、①については、任期を変える予定はない。②については、大半の税理士会で、12月に役員改選をしていることを踏まえ、4月改選から12月改選に変更したとの回答が行われた。

その他の質問がなかったため、以後採決に移り、議長が賛否を求めた結果、本議案は賛成多数で可決承認された。

第5号議案 令和7年度事業計画並びに予算決定の件

事業計画については、大西専務理事から、①基本方針②重点施策③分掌機関の重点事項一が説明され、社会から信頼される税理士制

度の確立・会員の資質の向上を図るとともに、税制建議、研修事業、税務支援事業並びに税理士業務のデジタル化に関する施策などを推進したいと述べた。一方、予算案については、西村財務部長から、収支予算書の内容説明が行われた。

その後、議長が質問を求めたところ、事務局職員給与のベースアップ等について質問があり、本年度のベースアップの回答が行われた。

その他質問がなかったため、以後採決に移り、議長が賛否を求めた結果、本議案は賛成多数で可決承認された。

以上で提出した全議案の議事を終了し、二川議長が議事進行の協力を感謝の意を述べ降壇した。

この後、本総会にご臨席された来賓を代表して、高松国税局長、香川県知事、高松市長、日税連会長から祝辞をいただいた。

続いて表彰が行われ、会員表彰22名、役員表彰10名に表彰状と記念品がそれぞれに贈呈された。

最後に、木村副会長の閉会の辞で、本総会は滞りなく終了した。



潮流

税理士情報検索サイト

昨年秋、日税連の税理士情報検索サイト（以下、「検索サイト」という）がリニューアルされました。個人情報保護法の適正な取扱い、プライバシー保護の観点も考慮すべきとし、検索サイトにおける情報公開の運用見直しを図るとともに、納税者や税理士会員など利害関係者からのシステム改修及び運用改善要望等により全面改修がされています。

日税連のホームページの「税理士をさがす」のメニューバーをクリックすると、最初の画面に「税理士をさがす」「公開情報を変更する〈税理士専用〉」「税理士会支部会員一覧」があります。

「公開情報を変更する〈税理士専用〉」を開いていただくと、自身の任意公開情報を登録ができます（税理士用電子証明書（ICカード）が必要。操作マニュアルも同ページに掲載）。

事務所のメールアドレスやホームページアドレス、また、主要取扱業務や業種なども任意公開できますので、是非使ってみてください。

そして、自宅兼事務所で登録されている会員に限り事務所所在地の一部表示を非表示とすることが任意選択となり、また、特殊な事由がある会員については公開停止制度も設けられています。

なお、検索サイトには、研修受講義務の達成状況も公開されています。

〈詳しくは、日本税理士会連合会「税理士界」第1440号（2024年9月15日発行）をご確認ください〉

（広報部長 石井 晶子）

浜崎会長の開会挨拶 (要旨)

四国税理士会会長 浜崎 友二



上竹良彦高松国税局長はじめ国税当局及び行政機関並びに関連団体の皆様、日税連会長代理東秀優南九州会会長はじめ4つの税理士会からご臨席を賜り、多くの会員のご出席のもと第69回定期総会を開催することが出来ました。御礼申し上げます。今期もテーマを持って会務運営に当たってまいりました。ご理解、ご支援をいただいた支部長はじめ会員皆様に、また、ご尽力いただいた副会長はじめ執行部の皆さんに、更に、真摯に支えて頂いた原田事務局長はじめ事務局の皆さんに感謝申し上げます。

本年度の会務ですが、【最重要課題である税理士事務所のデジタル化推進】については、昨年12月5日に「デジタルフォーラム」を開催しました。国税当局から上竹局長はじめ四国中から税務署長にご参加いただき、また、会員及び事務所職員の参加者も想定を上回り、総勢445名の来場者となり盛会裡に終了することができました。税理士事務所のデジタル化への第一歩となりました。フォーラムは2年に1度を目途に開催する予定としておりますが、税理士事務所のデジタル化支援は引き続き推し進めて参ります。また、事業者のデジタル化支援は国税当局との共通課題であることから、今後も協力して推進して参ります。【税務研究所の活動】については、研究員が発表に向けて、各県単位で研究を続けており、今年の11月を予定しています。研究活動を通じて研鑽を続けることで資質の高い税理士を輩出することが、税理士の社会的地位の向上に繋がるものと考えます。是非多くの方にご参加いただき、盛り上げたいと思います。なお、次の研究員の募集を始めますので多くの方の応募をお待ちしています。【研修受講率の向上】については、昨年81%で全国3位に躍進しましたが、今年度は85%となり、全国3位と順位は変わりませんでした。更にUPとなりま

した。「研修受講率」の高さは専門化しての信頼性のバロメーターだと思っております。今は「会則上の義務」ですが「税理士法上の義務」化に向けて、次回の税理士法改正に取り組むこととしています。引き続き受講率UPを目指します。【会員の声に耳を傾けた会務運営】については、各県で開催した「県別支部懇話会」で多くの意見を頂戴し、支部役員の過重な事務負担、税務支援等の負担が一部会員に偏りが見られること、若手会員の会務への参加意識が低いこと等多くの課題が浮き彫りとなりました。持続可能な税理士会を確立し、税理士制度を永続的に維持・発展させるためには、会務の基礎・原点である支部の活性化が何より重要であります。各県の地域性を考慮しながら更に協議を重ね課題解決に取り組んで参ります。今年は電子証明書が第6世代「リモート署名方式」に切り替わります。四国会は8月14日に全会員に「税理士認証カード」が発送されます。今回は「税理士認証カード」を使ってサイトにアクセスし、クラウド上にある電子証明書で署名する方法に変わります。今の電子証明書は来年3月まで使用できますが、スムーズな移行が出来る様に、これから周知活動を行って参ります。その他、メールによる情報提供の開始、税理士会館問題の解決、会務のデジタル化の推進、会務に参加し易い環境の整備等残された課題に対して、解決に向けてスピードUPして参ります。

デジタル化の進展等環境変化が著しい中、税理士の役割は益々高くなっています。税理士の社会的信頼性を高めるため、支部・県連と四国会が一枚岩となった会務運営を行うことで、目標達成を目指します。引き続きご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに当たり、会員皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げまして、新年度に当たっての挨拶とさせていただきます。

祝 辞

高松国税局長 上竹 良彦

本日は、四国税理士会第69回定期総会にお招きをいただき、ありがとうございます。

ただいまの総会におきまして、全ての議事が滞りなく承認されたと伺い、新たな事業計画の下、新年度に向かって力強い第一歩を踏み出されたことに対しまして、心からお慶び申し上げます。

また、再任されました浜崎会長をはじめ、このたびの役員改選により新役員に選出された皆様方にお祝いを申し上げますとともに、本日の総会をもって御退任されました役員の皆様方におかれましては、在任期間中の御功績とその御労苦に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

また、表彰を受けられました皆様方は、永年にわたり税理士会の発展に多大な貢献をされた方々であり、心からお祝いを申し上げますとともに、今後の益々の御活躍をお祈り申し上げます。

四国税理士会並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり、深い御理解と多大な御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

令和6年分の確定申告は、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告を周知・広報するなど、自宅等からのe-Tax申告の推進や、キャッシュレス納付の利用拡大などに取り組んでまいりました。

貴会からは、昨年までと同様に無料申告相談及び電話相談といった税務支援を通じて適正申告・期限内納付に向けた御指導や協議派遣事業における代理送信を行っていただくなど多大な御尽力を賜り、ありがとうございました。

更に、会員の皆様方には、関与先の納税者への定額減税やインボイス制度の周知・相談対応、贈与税申告を含めたe-Tax利用やダイレクト納付・振替納税等のキャッシュレス納付の利用勧奨、期限内納付指導など、多岐に

わたる御支援・御協力をいただき、お陰をもちまして税務繁忙期を無事乗り越えることができました。重ねて御礼申し上げます。

また、御承知のとおり、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税の基礎控除額の引上げや合計所得金額に応じた基礎控除額の上乗せ、給与所得控除の最低保障額の引上げや大学生年代の子等に係る新たな控除の創設などの令和7年度税制改正法が公布されました。

私どもといたしましては、納税者の皆様に税制改正の内容をはじめとした各種情報の周知・広報や相談体制の整備に努めていくこととしておりますので、会員の皆様方におかれましても、関与先への制度周知や指導につきまして、引き続き、御協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により、大きく変化しております。こうした中にあっても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を着実に果たしていく必要があります。

令和5年6月に国税庁が公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の実現に向けて、納税者の利便性の向上や課税・徴収の効率化・高度化、事業者のデジタル化促進を柱とした税務行政のDXを進めていくこととしております。

私どもといたしましては、税務におけるデジタル技術の活用を進めて、e-Tax利用やキャッシュレス納付などの税務手続を簡便化するとともに、事業者のデジタル化促進については、令和7年度税制改正において、電子帳簿保存法に請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組みの普及に関する措置が盛り込まれたことから、これを契機に会計ソフトの普及及びデジタルインボイスの更なる周知・広報に取り組んでまいります。

また、当局におきましては、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、e-Taxの利用率につきましては、皆様方の御協力をいただき、相続税申告も含め順調に増加しております。本席をお借りしまし

て御礼申し上げます。

一方で、キャッシュレス納付の利用率は、全国と比べて低調な状況となっております。このため、特に納付機会が多く、利用率が低調な源泉所得税につきまして、国税庁ホームページに「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設するなど、これまで以上にキャッシュレス納付の利用勧奨に取り組むこととしております。

これらのことは、私どもの力だけでは到底なし得ることはできません。税の専門家として独立公正な立場から幅広い納税者の方々と接しておられ、また、事業者身近な存在である税理士の皆様のお力添えがあってはじめて可能になるものと考えております。

昨年、貴会が開催されましたデジタルフォーラムを通じて、税理士業務のデジタル化の推進に加え、事業者のデジタル化支援へ積極的に取り組んでいただけるものと心強く感じておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも四国税理士会の会員の皆様方と十分な意思の疎通を図り、これまで貴会との間で培ってまいりました相互信頼と協力関係を更に深めていきたいと考えておりますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、四国税理士会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、御繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



—— 税理士の使命と倫理 ——

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

祝 辞

日本税理士会連合会会長 太田 直樹

四国税理士会第69回定期総会がここに盛会裡に終了し、令和7年度の事業計画、予算をはじめ、上程されました全ての議案が滞りなく承認されましたことを心からお慶び申し上げます。

また、退任された役員の皆様をご慰労申し上げますとともに、就任された役員の皆様には、今後とも税理士制度の維持発展のため、更なるご活躍をご期待申し上げます次第であります。

さて、四国税理士会及びその会員の皆様には、常日頃より日本税理士会連合会の会務運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

現在、わが国の経済社会は、物価高騰やデジタル化など、あらゆる面で急速に変化しており、また、そのような変化に合わせて、税制をはじめとする各種制度も、次々に新たなものへと整備がなされています。

我々の関与先である中小企業がこうした動きに的確に対応し、更なる発展を遂げるために、また、国民・納税者に、安心して生活していただくために、税理士が果たすべき役割は極めて重要であり、社会からの期待も年々大きくなっています。

日本税理士会連合会においては、こうした期待に応え得る税理士制度の確立に向けて諸施策を講じているところですが、この機会に、その一端をご紹介します、会員の皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。

一つ目が、時代に合った税理士制度の構築に向けた検討です。令和4年税理士法改正が円滑に運営される一方、その際に要望した事項の未実現項目や、新たに顕在化している検討課題もあります。本年5月、制度部において、論点報告を取りまとめたところであり、今後、これを一つのたたき台として検討を進めるこ

ととしています。

これまで、税理士法改正は概ね10年に一度と言われてきましたが、税理士を取り巻く環境変化の速さに対応するためには、毎年の改正を検討すべきであると考えています。一方で、当然ながら、時間をかけて慎重に検討すべき事項もあり、そうしたメリハリをつけて、適時に税理士法改正を行うべく検討してまいります。

二つ目が、持続可能な会務運営の確立です。昨年、私は、都市圏と地方圏における会務運営上の課題を見い出すべく、全国の支部を訪問し、意見交換をさせていただきました。先般、その報告書を取りまとめ、各税理士会に展開したところですが、そこでは、会務の担い手不足、税務支援や租税教育の負担など、様々な課題と、それに対する対応方針を示しています。

今後は、その対応方針に沿って、粛々と課題解決に向けて検討を進めてまいります。併せて、本年の役員改選から導入するクォータ制につきまして、各税理士会のご協力を得て、人材育成につなげるべく運用していくとともに、日本税理士会連合会の財政の安定化に向けた事業の見直し等につきましても、早急に結論を得たいと考えています。

このほかにも、税制改正建議、対外広報、研修、綱紀保持などにも鋭意取り組むこととしておりますが、いずれも重要な課題であり、全国15税理士会及び8万余の会員各位の支えがなければ解決し得ない課題ばかりであります。

本日ご出席の皆様はもとより、会員各位の一層のご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます。

結びに当たり、四国税理士会のますますのご発展と、会員各位のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます、祝辞といたします。



来賓祝辞 高松国税局長

第69回

定期総会



来賓祝辞 香川県知事（代理 総務部次長）



来賓祝辞 高松市長（代理 税務部長）



来賓祝辞 日税連会長（代理 副会長）



表彰状の授与（会員表彰）



賛成多数で可決

スナッフ



定期総会出席のご来賓



退任役員挨拶



新任役員挨拶



高松国税不服審判所長による乾杯



懇親会は盛大に

四国税理士協同組合第50回通常総会を開催

四国税理士協同組合第50回通常総会は、6月18日午前11時からJRホテルクレメント高松において、日本税理士協同組合連合会小澤常務理事、全国税理士共栄会吉村副会長、提携生命保険会社の幹部などの来賓を迎え、盛大に開催された。

総会は、大西常務理事の司会で進められ、西村副理事長を議長に選出して次の議案を審議し、いずれも賛成多数で提案どおり可決承認した。



挨拶をする大内新理事長

- 第1号議案 第50期事業報告書承認の件
- 第2号議案 第50期財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 第51期事業計画決定の件
- 第4号議案 第51期収支予算（見積損益計算書）決定の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

理事長に大内氏、副理事長に池内、梅林、西村、岩佐の各氏が就任

第5号議案で承認された役員並びに当日の理事会で選出された理事長等は次のとおり。

理事長	大内 智隆	理事	河上 幸市	理事	二宮 裕臣
副理事長	池内 美仁		佐藤 克哉		吉本 智
	梅林 哲次		高尾 康則		塚原 喬
	西村 速人		辻 壽美代		吉積 祐介
	岩佐 誠志		八木 弘城		川田 史衣
専務理事	岸上 善宣		岡田 知美		甲藤 晶
	新玉 明生		岡 英一		橋本 峰人
常務理事	高橋真貴子		河内 泉	監事	徳永 豊
	大西 央哲		重松 修		加藤陽次郎
	烏谷 紀興		井上 徳之		森内 昭男
	丹下真由美		北岡 俊司		西本 和男
	濱口 恭一		塩出 康生		青木 丈
	樫谷 一俊		藤田 正臣		
	市川 哲司		高鍋 勝彦		
	佐々木敏雄				

四国税理士共済会第15回通常総代会を開催

四国税理士共済会第15回通常総代会は、6月18日午後4時から、JRホテルクレメント高松において開催された。

総会は、石井常務理事の司会で進められ、金子副会長を議長に選出して次の議案を審議し、いずれも賛成多数で提案どおり可決承認した。

- 第1号議案 令和6年度事業報告並びに決算承認の件
- 第2号議案 令和7年度事業計画並びに予算決定の件
- 第3号議案 役員選任の件



挨拶をする浜崎会長

承認された令和7年度事業計画は次のとおり

1. 保険事業

- (1) 大同生命保険株式会社との提携商品の拡販を実施する。
- (2) 県別に事業推進会議、セミナー等を開催する。

2. 斡旋事業

次の斡旋事業を実施する。

- (1) 日本システム収納株式会社との提携による口座振替システム
- (2) 株式会社ダイヤモンド社との提携による「週刊ダイヤモンド」の定期購読
- (3) 株式会社ストライクとの提携によるM&Aの仲介サービス

3. 教育情報事業

- (1) 会員の業務上必要な情報の提供を行うとともに四国税理士会等が主催する研修会を開催する。
- (2) 四国税理士会税務研究所の研究活動を支援する。

4. 福利厚生事業

四国税理士会が実施する事業を支援する。

5. 広報事業

会員に対し、事業の理解と協力を得るため、四国税理士会、四国税理士政治連盟が発行する機関紙等へ広告を掲載して広報活動を行う。



賛成多数で可決承認



◇ 定期総会記念ゴルフ大会 ◇



団体戦は香川県が優勝！

〈鮎滝カントリークラブ〉

定期総会記念ゴルフ大会が6月19日、鮎滝カントリークラブにおいて開催され、87名の参加者が日頃の腕を競いました。

当日は、フェアウェイ、グリーンともに最高のコンディションのもとでハイレベルの戦いが繰り広げられました。参加者は全員力を出し切って気持ち良くプレーを楽しむことができ、日頃のストレス解消と親睦を図ることができました。

競技終了後、クラブハウスで懇親会並びに成績発表があり、今日のプレーを振り返りながら、それぞれの思い出を胸に散会しました。

大会の成績は下記のとおりで、個人優勝は高松支部の藤本正義会員が獲得し、団体の部では、香川県チームが優勝を飾りました。

団体戦（上位4名のグロス合計）

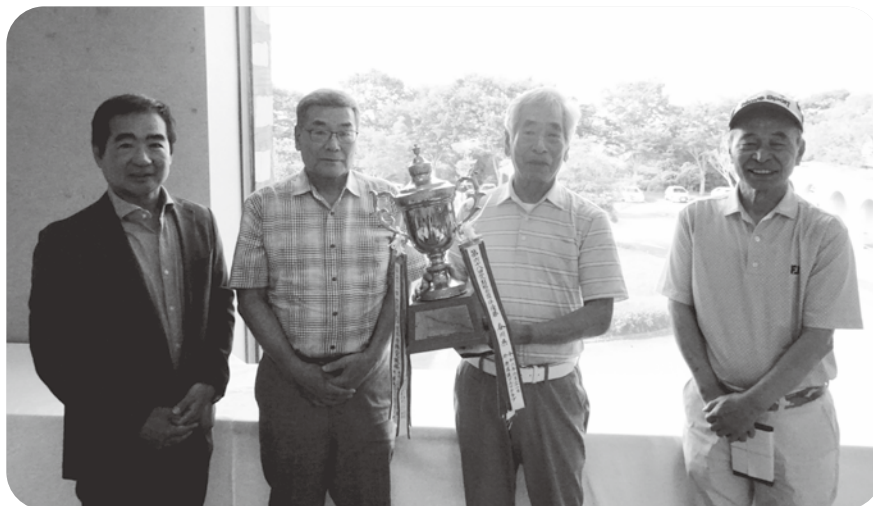
優勝 香川県		準優勝 愛媛県		3位 徳島県		4位 高知県	
藤本 正義	80	石村 榮一	82	小笠 義明	83	森 敬幸	95
佐藤 佳文	83	宮竹 和之	84	日下 雅史	85	北添 隆広	95
鎌土 繁孝	83	和泉真紀夫	86	松本 卓也	90	池内 政仁	96
濱口 静治	85	正司 哲浩	87	森内 昭男	92	一柳 幸男	97
計	331	計	339	計	350	計	383

個人成績

順位	氏名	グロス	H.C.	ネット
1	藤本 正義 (香 川)	80	9.6	70.4
2	永易 明洋 (愛 媛)	100	27.6	72.4
3	濱口 静治 (香 川)	85	12	73.0
4	中林 孝司 (香 川)	91	18.0	73.0
5	太田 一司 (香 川)	89	15.6	73.4



個人優勝の藤本正義会員



団体戦は香川県チームが優勝

◇ ◇ **6月の会務** ◇ ◇

日	会議・行事名	主な内容
2	第3回登録調査委員会	新規登録申請に係る登録適否調査等
17	第3回正副会長会	第2回常務理事会の提出議題
	第2回常務理事会	高松国税局受託事業の謝金を決定
18	第69回定期総会、顧問相談役会	令和6年度事業報告承認の件等
	第3回常務理事会	部長・委員長及び所長の委嘱等

第2回常務理事会

6月17日開催

高松国税局受託事業の謝金を決定

令和7年度第2回常務理事会が6月17日、税理士会館において開催された。

この会議では、高松国税局受託事業の謝金を決定し、翌日に開催される第69回定期総会の運営等を協議した。

(議決事項)

1. 高松国税局受託事業の謝金

西本税務支援対策部長から、高松国税局からの受託事業である個別指導方式による記帳指導の謝金について提案が行われ、協議の結果、指導員の謝金を1回8,679円(税・交通費込)、業務責任者の謝金を本会に請求のあった1月に対し4,070円(税込)とすることとしたとの提案が行われた。

以後、採決に移り、全会一致で可決承認された。

(協議事項)

1. 第69回定期総会の運営等

第69回定期総会の運営について協議した。

(報告事項)

1. 認定研修の審査結果

市川研修部長から、認定研修申請書受付簿を基に、認定の可否・理由等の説明が行われた。

事務局からのお知らせ

8月13日(水)、14日(木)、15日(金)は、お盆休みのため、税理士会館を休館させていただきます。



税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

第3回常務理事会

6月18日開催

部長・委員長及び所長を委嘱し、新体制発足

(議決事項)

1. 部長・委員長及び所長の委嘱

浜崎会長から、会務執行規則第44条第1項の規定により、次のとおり部長・委員長及び所長に委嘱したいとの提案が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

総務部長	重松 修
財務部長	宮川 誠二
制度部長	藤本 康城
税務支援対策部長	多田 健司
調査研究部長	市川 哲司
研修部長	大石 真紀
業務対策部長	藤井 修
綱紀監察部長	尾上 幸男
広報部長	石井 晶子
租税教育推進部長	橋本 峰人
情報化対策部長	西岡 稔晴
公益業務支援部長	森 英裕
中小企業対策部長	新延 誠
税務研究所長	酒井 啓司
登録調査委員長	西村 正史
紛議調停委員長	遠藤 正幸
会館取得特別委員会委員長	大西 央哲

(理事会代位議決事項)

1. 顧問、相談役の委嘱

浜崎会長から、会則第26条の規定により、次のとおり顧問及び相談役に委嘱したいとの提案が行われた。

以後採決に移り、全会一致で代位決定した。

顧問	大前 香	筒井 伸司
	清田 明弘	
相談役	南 九壽彦	森 孝三
	森木 将雄	藤目 暢之
	菅 浩一郎	大塚 忠明

矢野 平八	今井 惠一
筒井 義文	清藤 智彦
日下 雅史	大内 智隆
橋本 孝志	木村 晴夫
杉田 晴記	二川 博之

2. 分掌機関委員定数の一部変更案

浜崎会長から、新設された公益業務支援部の委員定数について説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で代位決定した。

(報告事項)

1. 専務理事及び常務理事の指名

浜崎会長から、会則第17条の規定により専務理事及び常務理事を次のとおり指名することが報告された。

専務理事	大西 央哲	井上 英俊
	佐々木敏雄	
常務理事	重松 修	宮川 誠二
	藤本 康城	多田 健司
	市川 哲司	大石 真紀
	藤井 修	尾上 幸男
	石井 晶子	橋本 峰人
	西岡 稔晴	森 英裕
	新延 誠	

2. 登録調査委員会委員の委嘱

会則第55条第4項に定める委員に河上幸市、河内泉、岩佐誠志、金子長彦、西村正史の5氏を委嘱することが報告された。

3. 登録調査委員会委員長の指名

会則第55条第5項に定める委員長には西村正史委員を指名することが報告された。

4. 当面の会議開催日程

当面の会議開催日程について、次のとおり説明が行われた。

7月9日	正副会長会 (ウェブ会議)
7月16日	常務理事会、 (共済会) 常務理事会
7月17日	部長連絡会議 登録調査委員会・登録調査員会議 理事会・支部長会合同会議、 (共済会) 理事会

税理士懲戒処分のお知らせ

下記の会員は、税理士法第45条第1項の規定に基づき、財務大臣より懲戒処分を受けたので、公示する。

1 処分を受けた税理士

氏名：税理士法人パートナーズ会計フジオカ

【法人番号：7500005003718】 【登録番号：第1937号】

2 処分の内容

解散

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○信用失墜行為（自己脱税）

被処分法人は、自社の法人税の確定申告に当たり、代表社員であったA税理士が、B社との間に業務委託の事実がないことを認識しながら、架空の業務委託費を計上することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。

1 処分を受けた税理士

氏名：藤岡 敬二（松山支部） 【登録番号：第42322号】

2 処分の内容

令和7年6月13日から税理士業務の禁止

※処分年月日 令和7年6月5日（効力発生日、同年6月13日）

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己が代表社員であった税理士法人Aの法人税の確定申告と自己が主宰するB社の法人税の確定申告に当たり、両社間に業務委託の事実がないことを認識しながら、同税理士法人において架空の業務委託費を計上することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い、税理士法人Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。

高松国税不服審判所からのお知らせ

国税審判官募集 (特定任期付職員)

国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度の専門的知識や経験等を有する方を、国税審判官(特定任期付職員)として募集しています



職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

応募条件

- ① 弁護士、税理士、公認会計士又は大学の教授若しくは准教授等の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- ② 職務を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

※「国税に関する学識経験」の程度など、応募条件の詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官(特定任期付職員)募集」から「募集要項」及び「Q&A」をご参照ください。

採用条件等

採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」)に基づき、常勤職員の国家公務員として採用

採用人数 15名程度

採用日 令和8年7月10日

任用期間 原則として3年間(更新あり)

勤務地 全国各地の国税不服審判所の支部(又は一部の支所)

給与 任期付職員法に基づき支給(年収890万円から1,070万円程度を予定)

応募・選考

応募期間 令和7年8月1日(金)から10月20日(月)まで(消印有効)

応募方法 国税不服審判所ホームページに掲載している所定の履歴書に必要事項を記入の上、資格証明書の写しと併せて、下記の宛先までご送付ください。

選考方法 書類選考及び面接試験

募集説明会(オンライン)

国税審判官(特定任期付職員)への応募を検討されている方に向けて、募集説明会(オンライン)を開催いたします。

その他、募集に関する詳細は、国税不服審判所ホームページ(任期付職員)募集ページをご参照ください。



国税不服審判所 特定任期付職員 検索

お問合わせ先
(応募書類宛先)

国税不服審判所 管理室 総務係
〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (財務省本庁舎4階)
電話: 03-3581-4101 (代表)

研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年7月25日(木)～令和7年7月24日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	①経理業務合理化の必要性とデジタル化 ②帳簿と書類の電子化 ③スキャナ保存 ④電子取引と宥恕期間と令和5年度改正 ⑤電子インボイスほか取組のアプローチ	公認会計士・税理士 東京会会員 佐久間 裕幸 氏
令和6年9月4日(水)～令和7年9月3日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査に活かす紛争予防税法学 －税務調査に裁判官の法的判断の構造を活かす方法(基礎編)	専修大学教授 弁護士 増田 英敏 氏
令和6年9月12日(木)～令和7年9月11日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	『評価通達6項の適用を検証する!! (R6.1.18東京地裁判決を受けて、実務家の視線から考える)』 【その他6項の重要事例を含む】	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和6年10月8日(火)～令和7年9月1日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第2回全国統一研修会 【実例から学ぶ】小規模宅地等の減額特例、配偶者居住権特例、相続後空き家譲渡特例、居住用財産譲渡特例	税理士・東京会会員 高橋 安志 氏
令和6年10月31日(木)～令和7年10月30日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	消費税研修会 「消費税トラブルの傾向と対策」	税理士・東京会会員 熊王 征秀 氏
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデンス研修会 「税務署を納得させるエビデンス －決定的証拠の集め方－」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
①令和7年2月10日(月)～令和7年8月9日(土) ②令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	①算定2時間 ②算定3時間	令和6年度 第4回全国統一研修会 ①「令和7年度税制改正大綱の解説」 ②「法人税」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏
令和7年5月12日(月)～令和8年5月11日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて	税理士・東京会会員 中村 慈美 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



インフォメーション (情報化対策部) No. 165

今月は、控訴人が、沼津税務署長から、控訴人名義の普通預金口座に入金された金員のうち、甲が原資を出捐した金員（本件各金員）について、控訴人が甲から贈与により取得した財産であるとして贈与税の各決定処分等を受けたため、本件各金員の一部は控訴人が取得したのではなく、その余の本件各金員は、甲から内縁関係にある控訴人に対する生活費又は両者の実子及び控訴人の連れ子の教育費等の婚姻費用分担義務の履行として受領したものであって、贈与により取得した財産ではなく、そうでなくても、扶養義務者相互間における生活費又は教育費に充てるためにした贈与に係る贈与税の非課税財産を定めた相続税法21条の3第1項2号の規定が適用されると主張して、被控訴人を相手に、本件各処分の取消しを求めた事案です。

東京高裁では、控訴人と甲は、本件各処分当時において、婚姻の意思と夫婦共同生活があったと認めるのが相当であり、内縁関係にあったと認められる。内縁関係についても法律婚と同様に婚姻費用分担義務の規定（民法760条）が準用されること、婚姻費用は、婚姻共同生活を営む上で必要な一切の費用を指すものであり、当該夫婦の収入や資産等によって定まる暮らし振りに応じて広い内容を持ち得る。そして、婚姻費用の具体的内容は、基本的には夫婦間の合意によって決せられることからすれば、夫婦の収入、資産状態等によって規定される生活の程度や状態に応じて、当該合意に基づいて個別にその該当性を判断するのが相当であり、教育費、養育費についても同様であると判断し、贈与税の決定処分の全部を取り消しました。



◆TAINSメールニュース No.727 (2025.06.26 発行) より

[1] 今月のお知らせ

(1) 東京税理士会からご提供いただいた相談事例を収録しました。

「TAINSキーワード」に次のように入力します。
東京税理士会 ☆2025年06月収録分 ……7件

(2) 下記の「行政文書」を収録しました。

・法人税及び消費税等の処理における誤り易い事例とそのチェックポイント

(令和6年9月 国税庁調査課 東京国税局調査審理課)

TAINSコード 法人消費事例東京局R060900

・令和6年分相談担当者用手引 (ポケット版) (福岡国税局 個人課税課 資産課税課)

TAINSコード 相談担当者用手引福岡局R060000

(税法データベース編集室)



◆TAINSメールニュース No.726 (2025.06.19 発行) より

[2] 今月の判決等

内縁関係にある者からの生活費・教育費等は婚姻費用と判断・納税者勝訴!

(令06-12-12 東京高裁 原判決変更、認容 Z888-2734)

この事案では、乙（控訴人）名義の預金口座に入金された金員のうち、内縁関係にある甲が原資を出捐した金員（本件各金員、平成24年から平成29年までに合計1億8613万円）について、乙が甲から贈与により取得したものが、乙が甲から生活費又は子供達の教育費等の婚姻費用分担義務の履行として受領したものが争われました。原審（Z888-2728）が住居の賃料を除き贈与であると判断したことから乙が控訴しました。東京高裁では、乙と甲の内縁関係を認めた上で、次のとおり判断し、贈与税の決定処分の全部を取り消しました。

婚姻費用の具体的内容は、基本的には夫婦間の合意によって決せられることからすれば、夫婦の収入、資産状態等によって規定される生活の程度や状態に応じて、当該合意に基づいて個別にその該当性を判断するのが相当である。

甲の生活状況からすると、本件各金員の入金経緯として、甲、乙及び両者の実子及び乙の連れ子の生活費・教育費等に充てるためであったと認められ、乙や子供達の生活費等は、婚姻費用分担義務の履行の範囲内の金員である。加えて、本件各金員の相当部分は住民登録をしていないとの理由から預金口座を開設できない甲のために使用されたものと推認されるのであり、多額の資産（約50億円）を有する甲から収入のない乙に対する婚姻費用分担の合意に基づく義務の履行として不相当に過大である又は目的外で給付がされたものと認めることはできない。

本件各金員は、甲から乙に対し合意に基づく婚姻費用分担義務の履行として支払われたものであり、乙が甲から贈与により取得した財産ではない。

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

(1) インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。

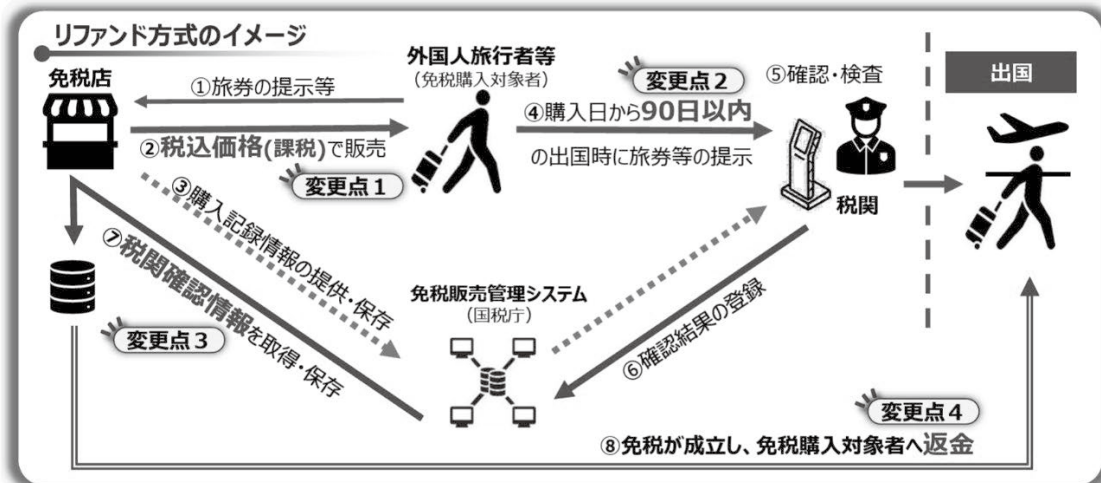
(2) 電話による場合 事務局 (03-5496-1195) までお電話ください。

税の広場

輸出物品販売場（免税店）制度は令和8年11月からリファンド方式に移行します

●リファンド方式の概要

- ・ 免税店は、外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、**税込価格（課税）**で免税対象物品を販売することとなります。
- ・ 免税購入対象者は、免税対象物品を**国外に持ち出すことにつき購入日から90日以内の出国時に税関の確認**（注1、2）を受けることとなります。
- ・ 免税店を経営する事業者は、購入記録情報と**持出しを税関が確認した旨の情報（税関確認情報）を保存**することで、免税の適用を受けることとなります。
- ・ 免税店を経営する事業者は、この確認後に免税購入対象者に**消費税相当額を返金（リファンド）**することとなります。



- (注) 1 **購入日から90日以内**とは、購入日の翌日から計算して90日目までの期間をいいます。例えば、11月1日に購入した物品については、翌年1月30日が税関での確認期限となります。
- 2 **税関の確認**の際に、同一の購入記録情報（一の販売（領収）単位）に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、その購入記録情報に含まれる**全ての免税対象物品**について、その確認を受けることはできません。

■「リファンド方式への移行」に伴う上記以外の主な改正事項

変更点2 免税対象物品の範囲等の見直し

- ・ 一般物品と消耗品の区分や消耗品に係る購入上限額（50万円）、特殊包装の廃止
- ・ 通常生活の用に供するかどうかの要件の廃止 など

変更点3 免税販売手続等の見直し

- ・ 船舶観光上陸許可等により在留する者や日本国籍を有する免税購入対象者の手続の見直し
- ・ 単価100万円（税抜価額）以上の商品に購入記録情報として「商品情報詳細」を設定 など

変更点4 免税店の区分や許可要件等の見直し

- ・ 免税店の区分や許可要件が見直され、併せて申請届出手続を簡素化 など

さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「リファンド方式特設サイト」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm>

支部・県連定期総会開催一覧

支部	開催日	場所
高松	6月10日	JR ホテルクレメント高松
丸亀	6月4日	オークラホテル丸亀
観音寺	5月22日	観音寺グランドホテル
坂出	5月22日	坂出グランドホテル
長尾	6月4日	いろは
土庄	5月22日	国民宿舎 小豆島
松山	6月3日	ANA クラウンプラザホテル松山
今治	4月24日	今治国際ホテル
伊予西条	4月23日	SAIJYO BASE
新居浜	5月9日	リーガロイヤルホテル新居浜
伊予三島	4月25日	ホテルグランフォーレ
大洲	4月24日	料苑たる井
八幡浜	4月24日	ハーバープラザホテル
宇和島	4月24日	JR ホテルクレメント宇和島
徳島	6月12日	阿波観光ホテル
川島	6月9日	セントラルホテル鴨島

支部	開催日	場所
阿南	6月5日	ロイヤルガーデンホテル
鳴門	6月4日	とみます
脇町	6月2日	割烹田おか
池田	6月3日	古谷
高知	6月11日	ザ クラウンパレス新阪急高知
中村	6月10日	新ロイヤルホテル四万十
南国	6月2日	サザンシティホテル
安芸	6月9日	ホテルタマイ

県連	開催日	場所
香川	6月10日	JR ホテルクレメント高松
愛媛	6月3日	ANA クラウンプラザホテル松山
徳島	6月12日	阿波観光ホテル
高知	6月11日	ザ クラウンパレス新阪急高知

認定研修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。
 なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所(受講方法)	研修テーマ	講師
四国ミロク 会計人会	令和7年 8月5日(火) 13:30~16:30	ZoomによるWeb研修	生成AIを活用した財務・非財務情報分析	早稲田大学商学学術院教授 博士 目時 壮浩 氏
	令和7年 9月24日(水) 13:30~16:30		相続時精算課税の本質を知る ~相続が開始した時に驚かないために~	公認会計士 中島 努 氏
	令和7年 9月25日(木) 13:30~16:30		財産評価に関する近年の改正の重要ポイント ~被災財産からタワマンまで~	税理士・東京会会員 武田 秀和 氏
香川ICS協議会	令和7年 8月4日(月) 10:00~ 8月20日(水) 19:00~	地域ICS協議会ウェビナーサイト	「資料収集・現地調査から評価までここが違う！ プロが教える土地評価の要諦」	税理士・近畿会会員 不動産鑑定士 東北 篤 氏
亜細亜大学	令和7年 8月30日(土) 14:00~17:10	亜細亜大学武蔵野キャンパス 241教室(2号館4階) + Zoom	第1部 わが国における「事前照会に対する文 書回答制度」について 第2部 ヒトとはどのような生き物か？ ~行動経済学と進化心理学から考える	武蔵野大学法学部教授 森下 幹夫 氏 南山大学経済学部経済学科 准教授 小林佳世子 氏

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。
 ※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈6月24日〉・・・新入会員



おがさわら ひろと
小笠原 寛人
支 部 高知支部
事務所 高知市葛島4-6-27
アリビオ葛島101号室
電 話 070-1347-1231
趣 味 ダーツ



いずみ しんり
泉 慎里
支 部 八幡浜支部
事務所 八幡浜市江戸岡1-8-4
宝ビル
泉周二事務所
電 話 0894-24-7260
趣 味 スポーツ観戦



くにおか だいすけ
国岡 大輔
支 部 高松支部
事務所 高松市瀬戸内町19-25
石丸正人事務所
電 話 087-831-4470



ありい たかし
有井 隆
支 部 徳島支部
事務所 徳島市北矢三町3-6-24
電 話 088-632-1258



ながお よしひこ
長尾 義彦
支 部 今治支部
事務所 今治市小泉2-4-26
電 話 090-3018-0750
趣 味 蜜柑農業のスマート農業化



ひろせ かつみ
廣瀬 克己
支 部 徳島支部
事務所 徳島市住吉3-1-7
第4三宅ビル2F206号
武田勝行事務所
電 話 088-655-2230
趣 味 家庭菜園を少ししております

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。7月（会報発行日以降）～9月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時		科 目	担 当 者
香 川	税理士会館 2F	8/21 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		9/11 (木)		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	8/1 (金)・9/5 (金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		8/22 (金)・9/5 (金)		資産税	潮見 秀孝
		8/1 (金)・9/19 (金)			池田 康廣
徳 島	県連事務局	7/18 (金)・8/8 (金)・8/22 (金) 9/5 (金)・9/26 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	8/6 (水)・9/3 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		8/20 (水)・9/17 (水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

入会〈5月2日〉・・・税理士法人

●税理士法人近藤会計パートナーズ
 高松事務所 (従たる事務所)
 事務所 高松市木太町1959-1
 電話番号 087-897-7720
 社員 池本 雅光

税理士の事務所名称変更

氏名	事務所所在地
岡本 敏彦	高知市二葉町11-11 税理士法人岡本会計 二葉町オフィス

税理士の事務所所在地変更

氏名	事務所所在地
毛利 修平	松山市紅葉町7-9 税理士法人ISJ
山本 勉	香川県仲多度郡多度津町葛原 958-5
岡本 友彦	高知市本宮町105-25 税理士法人岡本会計
氏原 有紀	高知市本宮町105-25 税理士法人岡本会計
藤原 忠弘	丸亀市飯野町東分1280-1 オアシス税理士法人
所谷 良祐	丸亀市飯野町東分1280-1 オアシス税理士法人
高田 啓史	八幡浜市矢野町1-1074-3 宇都宮ビル2F
稲垣 陽二	高松市天神前10-12 香川天神前ビル2階 山地圭二事務所
岡本 敬一	西条市大町269-7 宮竹和之事務所
湊 朗	徳島県名西郡石井町石井字石井 1146-18

退会

(業務廃止)
 〈6月19日〉 藤間 隆文 (坂出支部)
 〈6月20日〉 乗松 操 (丸亀支部)
 (東京会へ転出)
 〈6月16日〉 松岡 秀樹 (高松支部)
 (欠格事項)
 〈6月13日〉 藤岡 敬二 (松山支部)

訃報

謹んでお悔やみ申し上げます
 高井 健浩 先生 (伊予西条支部)
 5月28日 83歳

四国税理士会 会員数

令和7年6月末現在

県名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香川	545	29	19	48
愛媛	576	42	20	62
徳島	297	24	14	38
高知	239	10	5	15
合計	1,657	105	58	163

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

編 集 後 記

いつも大変お世話になっております。たくさんの方に助けていただき広報部長4年間を終えることができました。ありがとうございました。

この場をお借りして皆様方の広報部へご協力に感謝申し上げますとともに、最後のご挨拶とさせていただきます。これからも広報部や「にちせいくん」をどうぞよろしく願いいたします。

(秋山)



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

加入のおすすめ

事故原因の多くは【うっかり】と【思い込み】

1年間※でお支払いした保険金

633件 23億7,167万4千円

※2023年7月1日～2024年6月30日

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>

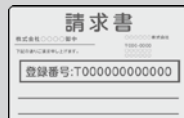


税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は



インボイス制度 対応

ネット受付口座振替サービス



開始!



【ネット口座振替サービスについて】

※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1 件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから！

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索

または



報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**



税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス



今すぐ始める会計業務DX!

AI-OCRで証明書をスキャンするだけで簡単データ化!

給与
処理 db

所得税
申告 db

読取可能な証明書が増え、年末調整や確定申告がラクに!



保険料控除証明書 4種



源泉徴収票



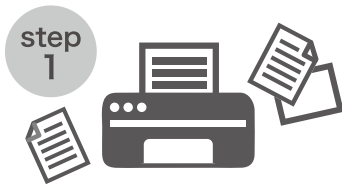
寄附金控除証明書



医療費控除明細書

- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除

3ステップで簡単データ化! 入力の手間を大幅削減!



step 1
年末調整や確定申告に必要な証明書をスキャン。jpgやpdfも読み取り可能!



step 2
必要項目をAIが自動で抽出。自動でデータ作成!



step 3
自動生成されたデータを確認するだけ!

業務改善に役立つ新商品バリエーション

NEW PRODUCTS VARIATION

経費精算サービス

- 出張費
- 交際費
- スマホ対応
- ペーパーレス



経費精算に必要な申請書や領収書を一括デジタル管理!

決算関係書類送信サービス



会計事務所が顧問先に代わって決算書等のデータを提供!

ICSデジタルポスト

ファイル形式の制限はなし!

- PDF・JPEG・DOC・XLS・CSV・PNG・PPT・TXTなど



紙の請求書や証憑を顧問先と簡単にクラウドでデータ共有!



<http://www.kokusai-ics.co.jp/>

国際コンピューター株式会社

松山営業所
高松営業所
徳島営業所

〒790-0003
〒760-0017
〒770-0813

松山市三番町4丁目8番地7
高松市番町3丁目3番17号 第1讀機ビル5F
徳島市中常三島町1丁目27番地2

☎089-933-0310
☎087-837-0308
☎088-626-1550

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力 楽になる!



MJS公式キャラクター
「ミロにゃん」

仕訳やチェック時間を効率化

NX-^{AGELINK}Pro 会計事務所向けERP



MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索



高松支社

〒760-0018
香川県高松市天神前10-12 香川天神前ビル8F
TEL: 087-833-1154

松山支社

〒790-0001
愛媛県松山市一番町3-3-3 菅井ニッセイビル8F
TEL: 089-915-0369

会計事務所の“信頼とミライ”を創造する
Designing Reliance and the future

EPSON
EXCEED YOUR VISION



会計事務所の業務効率化・高付加価値化を支援する ウェブラット・クラウドサービス

事務所業務の効率化支援

<p>金融情報やPOSレジデータから 仕訳データを自動作成</p> <p>Weplat 自動仕訳サービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">銀行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">POS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">クレジットカード</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">電子マネー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">CSV形式の出納帳</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <p>10ライセンス</p> <p>月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>紙の証憑から自動仕訳化^{※1}</p> <p>Weplat スキャンサービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <p>処理件数制限なし</p> <p>月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>月次チェックの時間削減と チェック品質の標準化・向上を実現</p> <p>Weplat 監査支援サービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">財務データ</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">残高チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">仕訳チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">消費税チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">重複チェック</div> </div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <p>フリーライセンス</p> <p>月額 20,000円(税別)^{※2}</p>
---	---	---



顧問先への付加価値アップ支援

<p>顧問先企業へ新たな価値を提供し、 顧問先企業の成長を支援</p> <p>Weplat 経営支援サービス</p> <p>エントリー版^{※3}</p> <p>月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>月次監査や 経営判断に活用できる 過去会計レポート</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●ボタン一つで財務R4の残高から美しいレポートを作成できる!Excel®で編集も自由自在! ●日本政策金融公庫総合研究所「小企業の経営指標調査」を使った業界比較が可能! ●オリジナルの経営計画資料も手間なく作成でき、顧問先の業績アップを簡単お助け! 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>経営者が求める 未来会計のレポートを スムーズに作成</p> </div>
---	--	--



さらなる事務所の発展!

※1:自動仕訳を行うには1仕訳あたり、記帳代行チケット20円が必要です。 ※2:年間でのお申し込みとなります。 ※3:エントリー版は同一月に10会社データまでレポート作成が可能です。処理件数制限のないフリーライセンス版もございます。
*サービスのご利用にあたっては「INTER KX 財務会計 R4」もしくは「財務顧問 R4 Professional」が別途必要です。*本媒体上の他者商標の帰属先は、エプソンのホームページをご確認ください。

エプソン販売株式会社

お求め・ご相談はこちらまで

株式会社 エイ・ビー・エム

OTEL.089-976-6200 OFAX.089-976-2288

〒790-8535 松山市福音寺町235-1 (ホームページ) <https://www.abm.co.jp/>



複利で2%!!

紹介手数料をお支払い
紹介キャンペーン
実施中

関与先をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
詳しくはぜひたいきょう事務局まで。

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

関与先にも
お勧めください!

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

ご契約いただける方 関与先の皆様もご加入できます

- ① 税理士会会員 (税理士法人含む)
- ② 税理士会及び税理士関連組織 (賛助会員)
- ③ 関与先等 (賛助会員)

満65歳未満までOK!



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜひたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。

★充実した福祉事業制度 (結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。



退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数10口(10,000円)の場合			
加入期間	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税退共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
http://www.zeitaijkyo.com



ぜいたいきょう 検索
制度の詳細はホームページをご覧ください

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

入力業務の省力化と所内管理の一元化でこれからの備える。

JDL 大規模税理士法人運営システム

基幹業務を効率化するAI-OCRや財務・税務システムをはじめ、実務に特化した事務所管理・顧問先管理のグループウェア、外出先からのリモートワークシステム、顧問先用の自計化ツールに至るまでをトータルにご提供。さらなる事業拡大に取り組むための業務効率化と経営改善を実現します。

税理士法人の業務効率化やシステム構築例を掲載した冊子を無料で差し上げます。



- 基幹業務の効率化による“組織全体の生産性向上”
- 人海戦術に頼ることのない“新規顧客の獲得”
- 多くの顧客・スタッフを抱える“税理士法人ならではの課題”を解決
- 業務環境の改善で“スタッフから選ばれる税理士法人”へ

スマートフォンからも簡単に申し込みいただけます！



入力業務削減は「JDL AI」。詳しくはホームページをご覧ください！



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

全国税理士共栄会だより No.591 (2025年7月号)

◆◆◆ 全国税理士共栄会の社会貢献活動事業「全税共文化財団」からのお知らせ ◆◆◆



全国税理士共栄会文化財団は 助成申請を募集しています

ぜひ、ご推薦くださいますようお願いいたします

助成対象

地域における優れた芸術文化の振興に資する活動、技術の保存及び後継者育成などに努力している個人・団体

対象分野

① 芸術活動 ② 伝統芸能 ③ 伝統工芸技術 ④ 食文化
※特に伝統工芸技術及び食文化分野に携わる方がいらっしゃいましたら、ぜひご案内ください

助成金額

1件50万円を上限額とし、申請内容を審査の上、採否及び助成額を決定

申請期間

令和7年6月1日～10月31日(当日必着)

申請方法

文化財団ホームページから助成申請書をダウンロード、入力して提出

募集要領、過去の助成実績等については、
ホームページをご覧ください。



【全税共文化財団ホームページ】
<http://www.zenzeikyo.com/cata.html>

公益財団法人 全国税理士共栄会文化財団

全国税理士共栄会文化財団は
地域文化の振興をめざして、地域の優れた芸術文化活動に対し顕彰・助成を行っています